

参考 1 平成30年度の定期的な報告の結果

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による

定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）に基づき、地方公共団体等から報告を受けた。

1. 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（1,788 機関）
- (2) 基礎項目評価書^(注)を提出した教育委員会等（421 機関）

(注) 番号法に基づき、地方公共団体等が、マイナンバーが含まれる個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表するもの。対象人数等により、委員会に提出する評価書の様式が異なる。基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。

基礎項目評価書：対象人数が 1,000 人以上 1 万人未満

重点項目評価書：対象人数が 1 万人以上 30 万人未満

全項目評価書：対象人数が 30 万人以上

2. 報告内容

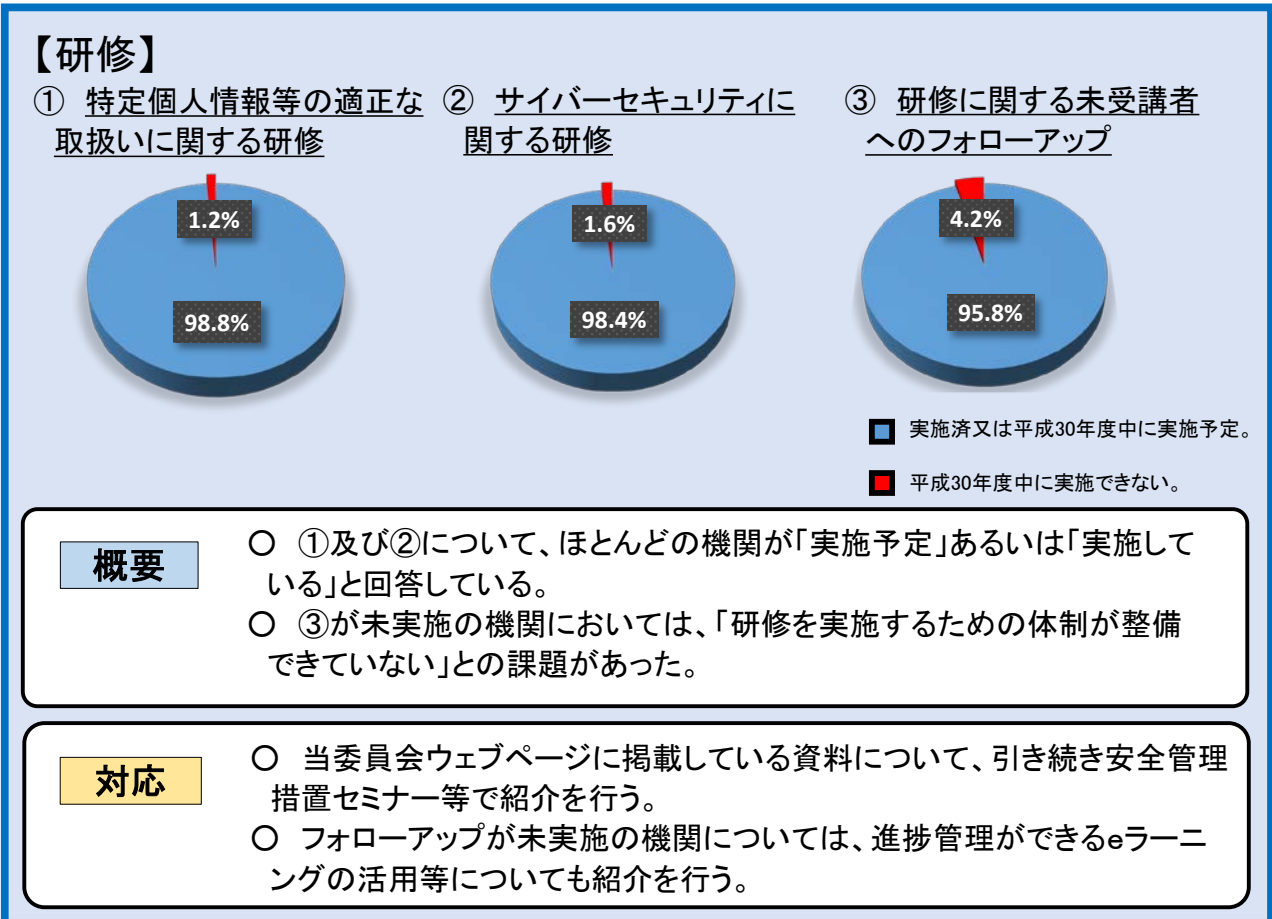
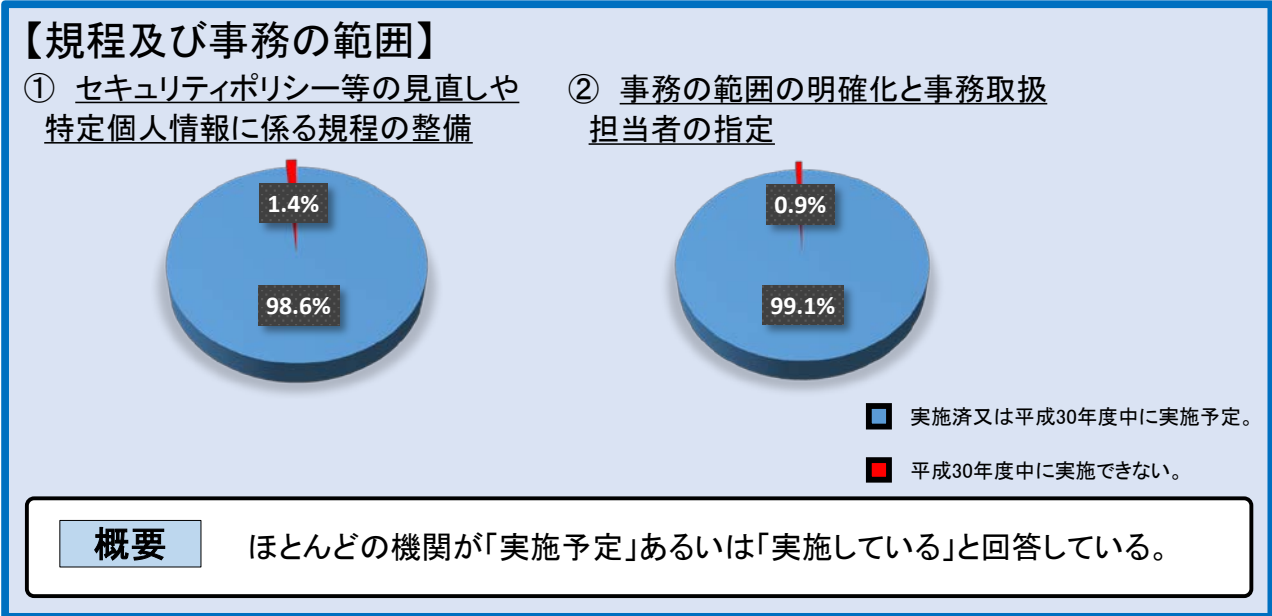
委員会が設定した項目に関し、平成 29 年度の実施状況及び実施計画等について、対象機関ごとに報告を求めた。

3. 報告結果

別紙のとおり

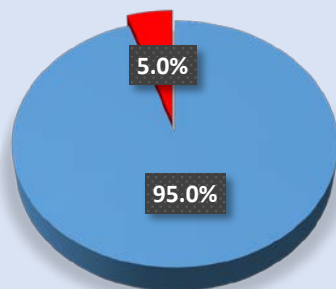
特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による 定期的な報告について

1. 平成29年度の安全管理措置の実施状況



【管理状況の把握(監査)】

特定個人情報等の管理の状況に関する点検又は監査



- 実施済又は平成30年度中に実施予定。
- 平成30年度中に実施できない。

概要

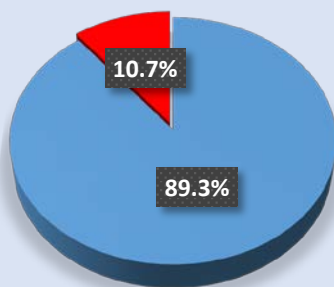
- ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
- 未実施の機関においては、「監査を実施するための体制が整備できていない」との課題が多く、次いで「監査計画の策定ができておらず実施できていない」旨の課題があった。

対応

平成29年6月に公表している「監査のためのチェックリスト」を示すなどして引き続き安全管理措置セミナー等で啓発を行う。

【管理状況の把握(ログの分析)】

特定個人情報等へのアクセス状況の記録と分析



- 実施済又は平成30年度中に実施予定。
- 平成30年度中に実施できない。

概要

- 他の項目と比べ、「実施予定」あるいは「実施している」と回答した機関の割合が低くなっている。
- 未実施の機関においては、「分析方法がわからない」との課題が多く、次いで「分析を実施するための体制が整備できていない」旨の課題があった。

対応

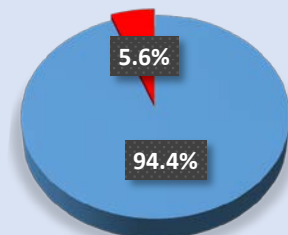
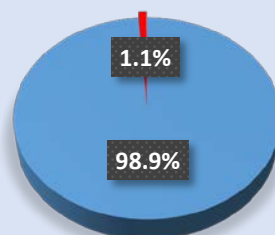
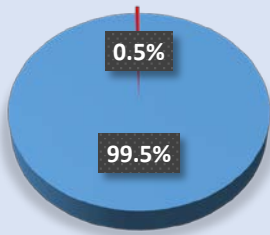
立入検査等により把握した効果的な取組について、検査結果事例集等で紹介を行う。また、安全管理措置セミナー等でも手法を紹介する。

【システム及び機器等の管理】

① 人事異動等に伴うアクセス
権限の付与又は削除

② 電子媒体等の情報
システム端末への接続制限

③ 管理区域及び取扱区域に
おける端末の盗難又は紛失
防止策



■ 実施済又は平成30年度中に実施予定。

■ 平成30年度中に実施できない。

概要

- ①及び②については、ほとんどの機関が「実施している」と回答している。
- ③が未実施の機関においては、「端末の更新を予定しており、その際に措置を講じる」等の回答があった。

対応

未実施の機関については個別にヒアリングを行い、助言を実施する。

2. 安全管理措置を実施する上での課題等への対応

【研修】

研修のフォローアップについては、おおよそ4割の機関から「未受講者は把握しているが自主的な受講を促すにとどまっており、課題である」旨の回答があった。

対応

マイナンバーガイドラインの改正により、新たに「研修未受講者に対して再受講の機会を付与する」ことを記載し、フォローアップが必要であることを明確にした。

【ログの分析】

ログの分析については、おおよそ6割の機関が「課題がある」と回答しており、うち約半数の機関においては、「確認、分析には専門的な知識が必要であり、対応できる者がいない」旨の回答があった。

対応

マイナンバーガイドラインの改正により、新たに「ログと関連する書面の記録を照合し、確認する」ことを記し、手法の例示を行った。また、検査結果事例集において、ログの分析についての具体的な事例を示すなどして周知を行う。

【監査】

監査の実施にあたっては、おおよそ6割の機関が「課題はない」と回答している。未実施の機関においては、「担当課が決まっていない」「実施方法がわからない」と回答している機関がほぼ同数であった。

対応

マイナンバーガイドラインの改正により、監査が必要であることを明確にした。実施方法等については平成29年6月に公表している「監査のためのチェックリスト」を示すなどして引き続き安全管理措置セミナー等で周知を行う。